

畜産競争力強化対策整備事業実施要領

〔制定
26生畜第1673号
平成27年2月3日
農林水産省生産局長通知〕

最終改正 平成28年1月20日 27生畜第1577号

第1 趣旨

畜産競争力強化対策整備事業の実施に当たっては、畜産競争力強化対策整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 畜産クラスター協議会等

実施要綱第2に掲げる生産局長が別に定める要件等は、以下のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会の要件

- (1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 畜産業を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う構成員が参画していること。

2 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画は、以下の基準を満たすものとする。

(1) 次の項目が記載されていること。

- ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員
- ② 畜産クラスター計画の目的
- ③ 地域の畜産の収益性の向上のための取組の内容
- ④ 取組により期待される効果及びその実現のために畜産クラスター協議会の各構成員が果たす役割
- ⑤ 中心的な経営体の名称及びその取組内容

(2) 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。

(3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。

(4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画と整合性が図られていること。

(5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、以下の全てに該当すること。

- ① 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
- ② 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。
- ③ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
- ④ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。
- ⑤ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要な

ものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

- ⑥ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること。

第3 事業の内容等

実施要綱第3の本事業の内容は以下のとおりとし、補助対象とする基準については別表のとおりとする。

1 畜産競争力強化に資する施設等の整備

次の(1)から(5)までに掲げる施設等の整備に要する経費の一部を助成する。

この場合、地域内の畜産農家等の預託や売買等による家畜の引受けにより、整備畜舎の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものとする。

(1) 家畜飼養管理施設等の整備

畜産クラスター計画（実施要綱第2の2に定める計画をいう。以下「認定計画」という。）に基づき取組主体（実施要綱第4の2に定める者をいう。以下同じ。）が行う、地域の収益性の向上に資する施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備。

(2) 家畜排せつ物処理施設等の整備

畜産に起因する家畜排せつ物の悪臭や水質汚濁を防止するとともに、認定計画に基づき、取組主体が行う地域の収益性の向上に資する家畜排せつ物処理に要する施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備。

(3) 自給飼料関連施設等の整備

認定計画に基づき取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備。

(4) 畜産物加工施設等の整備

認定計画に基づき取組主体が行う、主として畜産クラスター協議会の構成員が生産した畜産物をもとに畜産加工品を製造するための施設及び当該加工品等を販売するための施設並びにこれらの施設と一体的に整備する設備の整備。

(5) (1)から(4)までの施設等の補改修

認定計画に基づき取組主体が行う、地域の収益性の向上に資する(1)から(4)までに掲げる施設等の補改修。

2 家畜の導入

認定計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第7に定める新規就農者等に貸し付けるために導入する家畜の導入費用の一部を助成する。

第4 目標年度及び成果目標並びに事業実施後の効果

実施要綱第3の目標年度及び成果目標並びに事業実施後の効果は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

成果目標は、増頭羽数効果を定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

3 事業実施後の効果

事業実施後に把握する効果は、収益性の向上効果とし、把握する期間は事業実施年度の翌年度から5年以内として設定するものとする。

第5 取組主体

本事業の取組主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する者であつて、第6において象事業ごとに、定める者とする。

第6 対象事業及び対象者

取組主体ごとの対象事業及び対象者は以下のとおりとする。

1 取組主体が行う事業

- (1) 3の(2)から(8)まで、(11)又は(12)のいずれかに該当する畜産を営む中心的な経営体が、第3の1の施設等を整備する事業とする。
- (2) 飼料生産組織(TMRセンター、コントラクター等)である取組主体のうち、3の(3)から(8)まで又は(10)から(12)までのいずれかに該当する者が、第3の1の(3)の施設等に係る整備又は補改修を行う事業とする。

2 貸付主体が行う事業

中心的な経営体に対し、本事業により整備した施設等を貸し付ける取組主体(以下「貸付主体」という。)であつて、3の(3)から(5)まで、(7)(農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるものに限る。)又は(9)のいずれかに該当する者が、第3の1の施設等の整備又は第3の2の家畜の導入を行い、中心的な経営体のうち3の(1)、(2)、(6)から(8)まで、(11)又は(12)のいずれかに該当する者(以下「借受者」という。)に貸し付ける事業とする。なお、第3の2の家畜の導入については、借受者は新規就農者等の場合に限るものとする。

3 取組主体等の組織形態

- (1) 畜産を営む農家(2)の者並びに(6)、(7)及び(8)の法人を除く。)
- (2) 畜産を営む者であつて、次のア又はイに該当するもの
 - ア 事業実施から3年以内に(6)、(7)又は(8)の法人になる計画を有する者
 - イ 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当すること。
 - (ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条に規定する青色申告(以下「青色申告」という。)の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること。
 - (イ) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であっても後継者の確保が見込まれること。
 - (ウ) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(ア)及び(イ)に該当すると都道府県知事が特に認めること。
- (3) 農業協同組合
- (4) 農業協同組合連合会
- (5) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- (6) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する法人をいう。)
- (7) 株式会社(農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であつて農業(畜産を含む。以下、この項において

同じ。)を主たる事業として営むもの若しくは農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下、この項において同じ。)に限る。)

(8) 合同会社、合名会社又は合資会社(農業を営む個人が社員となっている会社であって、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めるもの又は農業生産法人に限る。)

(9) 地方公共団体

(10) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)

(11) 事業実施から3年以内に法人になる計画を有する2戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の①及び②の両方の要件に適合するもの。

① 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

② 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア 共同利用施設等の整備又は補改修により畜産経営の収益性の向上に資する旨が目的として定められていること。

イ 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用方法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書、会計帳簿を作成するなど財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

(12) 原則として5戸以上の畜産を営む個人が構成員となっている団体。ただし、都道府県知事が特に必要と認める場合には、5戸未満であっても対象とすることができるものとする。

4 貸付要件

2の貸付主体が行う事業における施設等の貸付に当たっては以下の要件を満たすものとする。

(1) 施設等の貸付に係る要件

① 貸付主体が借受者に本事業により整備した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修した家畜飼養施設等であって、借受者に貸し付けること又は一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。

イ 貸付主体が離農者等から借り入れ整備した施設であって、借受者に貸し付けることを予定しているものであること。

② 貸付主体は、本事業により整備した施設等を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。

③ 貸付主体が賃借料を徴収する場合、原則として、当該賃借料は、「貸付主体負担(事業費-補助金) / 当該施設の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内とすること。

(2) 家畜の貸付に係る要件

① 貸付主体は、本事業により導入した家畜を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結するものとする。

- ② 貸付主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－補助金）／当該家畜の貸付期間」により算出される額以内とすること。

第7 新規就農者等

1 新規就農者等の定義

本事業においては、新たに畜産を開始する者（新規就農者）又は新たな経営部門として畜産を開始する者（新規参入者）であって、（1）及び（2）に該当し、かつ、（3）若しくは（4）のいずれかに該当する者又は同じ要件に該当する者が代表者である新たに畜産を開始する法人を、「新規就農者等」という。

- （1）原則として、45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること。
- （2）酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の規定に基づく市町村計画（同項に規定する基準を満たさない市町村にあつては、これに準じて作成する計画を含む。以下「市町村計画」という。）で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は当該地域における平均飼養規模以上に規模拡大をすることが見込まれること。
- （3）研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること。
- （4）家畜の飼養を開始してから5年以下の者であつて、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに以下の頭数を下回ること。

① 酪農経営：（北海道）	経産牛	30頭
（都府県）	経産牛	15頭
② 肉用牛繁殖経営：	子取用雌牛	5頭
③ 養豚経営：	子取用雌豚	100頭

2 新規就農者等の特例

1の規定による定義に当てはまらない者であっても、次に該当し、かつ、都道府県知事が特に必要と認める場合には、新規就農者等と見なすことができるものとする。

- （1）強い農業づくり交付金のうち経営資源の有効活用の取組により、平成27年度までに家畜を導入する計画を有していたことを都道府県知事が認める場合。
- （2）激甚災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条に規定する災害をいう。）の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家が、中心的な経営体として経営を再開するに当たり家畜の導入（施設等の整備を伴わない場合を含む。）を行う場合。

第8 事業の実施基準

1 事業の実施に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 施設等の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の

実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 施設等の整備については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とするものとする。
- 5 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 7 施設等の整備に伴う用地の買収に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 9 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費	
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	24千円/㎡	26千円/㎡	
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用	36千円/㎡	40千円/㎡
		哺育育成牛用	23千円/㎡	25千円/㎡
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	45千円/㎡	50千円/㎡	
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	59千円/㎡	65千円/㎡	
	ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48千円/㎡	53千円/㎡	
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎	500㎡未満	34千円/㎡	37千円/㎡
		500㎡以上	31千円/㎡	35千円/㎡
	尿貯留施設	1,000㎡未満	30千円/㎡	—
		1,000㎡以上	25千円/㎡	—
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	7千円/㎡	8千円/㎡	
	飼料原料保管施設等	45千円/㎡	50千円/㎡	

	(付帯設備を除く。) 飼料調製施設 (付帯設備を除く。)	25千円/㎡	28千円/㎡
--	------------------------------------	--------	--------

注：施設本体の建設に必要な経費とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は含まない。

第9 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

- (1) 実施要綱第5の1の事業実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとする。
- (2) 実施要綱第5の4の都道府県知事による地方農政局長等への事業実施計画の承認の申請は、別紙様式第2号により行うものとする。

2 事業実施計画及び認定計画の総合評価

実施要綱第5の4の生産局が別に定める総合評価の基準は別添に定めるところによるものとする。

3 実施要綱第5の6の生産局長が別に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止。
- (2) 事業実施地区の変更。
- (3) 事業実施主体及び取組主体の変更。
- (4) 事業実施主体及び取組主体における事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増若しくは30%を超える減。
- (5) 成果目標の変更

4 費用対効果分析

実施要綱第6の費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知。）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

5 事業の着工等

- (1) 本事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長及び都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等をする場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となつてから着工等するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村長から(1)の交付決定前着工（着手）届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第10 事業成果の報告等

実施要綱第8の1の事業成果報告は、別紙様式第3号により報告に係る年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年

度の8月末までに別紙様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、増頭羽数効果については、目標年度以降の状況についても、収益性の向上効果の達成状況と合わせて報告するものとする。

第11 事業の評価

- 1 実施要綱第9の1の事業実施主体が行う成果目標又は事業実施後の効果の報告は、別紙様式第3号に準じて目標年度又は事業実施後の効果を把握する年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別紙様式第4号に準じて同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。なお、地方農政局長等は、報告のあった内容を評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業実施後の効果の達成度の評価を行うものとする。
- 2 実施要綱第9の2の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標又は事業実施後の効果が不十分と判断された場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標又は事業実施後の効果の達成に必要な指導を行い、成果目標又は事業実施後の効果が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標又は事業実施後の効果の達成状況について都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に報告を求められることができるものとする。

第12 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1674号農林水産事務次官依命通知）第12に基づく地方農政局等への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第13 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体等に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局等に報告するものとする。

第14 管理運営

1 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第6の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行

い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第15 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第16 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第17 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

1 家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、取組主体から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入している家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林水産省事務次官依命通知）に規定による配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては、基金との契約を締結するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成26年度中に事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月20日から施行し、改正後の第6の3の（2）の規定は、平成27年度以前に実施した畜産競争力強化対策事業に係る取組主体等の組織形態に適用する。